

南大隅町住み続ける住宅助成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 子育て世代、高齢者等にとって、安心・安全で住み続けたい住環境の普及促進を目指すとともに定住促進を図る。併せて、地域経済の活性化を図ることを目的として、町民が町内の登録施工業者により行う自宅の改修工事等（建物に係る部分のリフォームを基本とする）を行う場合に、その経費の一部を予算の範囲内において助成金を交付することについて、南大隅町補助金等交付規則（平成17年南大隅町規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供している建築物。
- (2) 併用住宅 一つの建築物に個人住宅及び店舗、事務所等の部分があり、それらが一体として利用される建築物。
- (3) リフォーム 町内に存する住宅で、助成金の申請をする者が所有する個人住宅、若しくは併用住宅（個人住宅の部分に限る。）に対して行う、別表第1に掲げるもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないもの。
- (4) 登録施工業者 町内に本社若しくは本店を有する法人、又は住所を有する個人業者で「南大隅町住み続ける住宅助成事業施工業者登録申請要領」の規定に基づき登録された業者。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に該当し、助成を受けようとするリフォームについて、国、県又は町等の制度による他の補助金及び移転補償、損害賠償等の補填を受けていないこと（南大隅町浄化槽設置整備事業補助金は除く）。

- (1) 南大隅町内に居住し、本町の住民基本台帳に登録されている者。
- (2) リフォームを行う住宅の所有者（当該住宅の固定資産税を負担している者。）又はその親、子若しくは配偶者等（当該所有者の2親等以内の親族をいう。以下同じ。）で管理を証明できる書類（親、子又は配偶者等であって管理を証明できる書類がない場合は、親、子又は配偶者等であることを証明できる書類）を有する者。
- (3) 申請時に当該住宅に居住している者。
- (4) 申請者及び課税されている世帯員に町税等の滞納がないこと。

(助成金交付の対象)

第4条 助成金交付の対象は、リフォームに要する経費とする。

(助成対象要件)

第5条 助成金の交付対象となるリフォームは、次に掲げる要件を満たす場合に限る。

- (1) 前条に定める助成金交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)が20万円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)以上であること。
- (2) 登録施工業者が施工すること。
- (3) 助成金交付決定を受ける以前に、リフォームに着手していないこと。

(助成金の額及び交付回数)

第6条 助成金は、次の表に掲げる額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 一般世帯によるリフォームに対する助成金は、15パーセントに相当する額とする。ただし、その額が25万円を超える場合は、25万円を上限とする。
- (2) 子育て世帯(高校生以下の子供が同居する世帯)によるリフォームに対する助成金は、20パーセントに相当する額とする。ただし、その額が30万円を超える場合は、30万円を上限とする。

2 助成金を交付する回数は、同一住宅及び同一人について、一回限りとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、リフォームの着手前に南大隅町住み続ける住宅助成事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び世帯員の住民票の写し(住民票謄本)
- (2) 住宅所有者を明らかにする書類(住宅の登記事項証明、固定資産評価証明等)
- (3) 住宅居住者が所有者の親、子又は配偶者等であることが証明できる書類(居住者と所有者が異なる場合に限る。)(戸籍抄本)
- (4) 申請者及び課税されている世帯員に係る町税等の滞納がない証明書
- (5) 住宅助成事業計画書(様式第2号)
- (6) 工事見積書(内訳明細の付いたもの)
- (7) 助成対象住宅の位置図
- (8) 工事箇所及び内容のわかる図面等
- (9) 住宅全体及び工事箇所の着工前写真
- (10) 施工同意書(申請者と住宅所有者が同一でない場合)(様式第3号)
- (11) その他町長が必要と認めるもの

(助成金の交付の決定通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、

助成金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定し、南大隅町住み続ける住宅助成事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第9条 第8条により交付決定通知を受けた申請者は、決定されたリフォームの内容を変更若しくは中止又は登録施工業者を変更しようとする場合は、変更工事着手前に南大隅町住み続ける住宅助成事業計画変更承認申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）変更後の工事見積書（内訳明細の付いたもの）

（2）変更後の工事箇所及び内容の分かる図面等

（3）変更前の工事箇所の写真

（4）その他町長が必要と認めるもの

（助成金の変更交付決定通知）

第10条 町長は、前条の規定により変更承認申請があったときは、その内容を審査し、助成金の額に変更が生じた場合は、予算の範囲内で南大隅町住み続ける住宅助成事業助成金変更交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 助成金の交付決定を受けた申請者は、リフォームが完了した日の翌日から起算して1ヶ月以内に南大隅町住み続ける住宅助成事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）登録施工業者が発行する南大隅町住み続ける住宅助成事業工事完了証明書（様式第8号）

（2）リフォーム完了後の建物全体及び工事箇所の写真

（3）工事請負契約書の写し

（4）工事領収書の写し（内訳明細の付いたもの）

（5）増築工事等の場合で、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し

（助成金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、原則として現地調査を行い、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を確定し、南大隅町住み続ける住宅助成事業助成金交付確定通知書（様式第9号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第 13 条 前条の通知を受けた申請者は、南大隅町住み続ける住宅助成事業助成金交付請求書（様式第 10 号）により、助成金の交付の請求をするものとする。

（調査等）

第 14 条 町長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員を派遣してその内容を調査することができる。

（助成金の交付の決定の取消又は返還）

第 15 条 町長は、申請者が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為をし、助成金の交付要件に違反したと認める場合は、当該助成金の交付を取消、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

（この要綱の失効）

2 この告示は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

	工事箇所等	工事内容
1	居室等の増改築、間取りの変更	居室等の増築，間取りの変更 台所の改修，模様替え 便所・浴室・洗面所等の改修，模様替え 便器，風呂釜，浴槽，洗面台，システムキッチンの取替え
2	内部の改修	床の張替え・畳・シート張替え・下地板，根太等修繕，補修 屋内の段差解消・床の高上げ等の改修，修繕 フローリング化・畳（床板）から床板（畳）などへ張替え 床の断熱改修 天井材の張替え，下地補修・天井塗装の塗替え 壁材の張替え，下地補修・塗壁，壁紙，合板張替等の模様替え 内外建具，ガラスの取替え及び設置 天井，壁の断熱改修 廊下・階段の幅拡幅等改修 手すり等の改修・設置 階段昇降機の設置・改修
3	屋根、外壁等の改修	瓦等の葺替え・下地修繕，補修・仮設足場 瓦等の塗替え 防水改修（塗膜防水等） 外壁材の張替え・モルタル塗替え・下地修繕，補修 塗替え・仮設足場 玄関廻りの段差解消・手すり等の設置
4	基礎、柱、壁等の耐震補強	基礎・躯体・柱や壁の耐震補強
5	車庫・倉庫等の改修	改修を行う住宅と同一建物内のもの
6	電気、給排水設備の改修	上記 1～5 までの工事に関連する電気・給排水工事 老朽化した電気配線及びコンセント取替工事
7	その他町長が認める工事	